

第8回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和5年8月24日(木) 午後2時00分～午後3時02分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(17人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(1人) 11番 奥畑 智子 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第5 議案第4号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第6 議案第5号 「那須烏山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 課長補佐 江守 浩史 9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和5年第8回総会を開会いたします。まずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、11番 奥畑 智子 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 5番 興野 礼子 委員、8番 川上 恵 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6番 大野 覚文 委員	8月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田372a、畑7a、計379a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、14番 堀江 恒夫 委員をお願いいたします。

14番 堀江 恒夫 委員	8月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約50年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田45a、畑31a、計76a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。
19番 塩野目 富夫 委員	8月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ジャガイモ、カボチャ、大根。自給自足の生活をしたいそうです。農業従事年数及び農業形態、約60年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、管理機1台。取得地への通作距離、約0.1km、庭先。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑72a、計72a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(議長)	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、10番 小川 雄三 委員をお願いいたします。
10番 小川 雄三 委員	8月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が山林、西が畑、南が道を挟んで雑種地、北が宅地。同意書はありませんが、口頭で同意は得ているそうです。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,492㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル168枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力92.4kW、年間発電量約9万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年9月10日から令和5年11月30日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和5年7月26日付。非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年2月28日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 8月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで田、西が雑種地、南が道を挟んで雑種地、北が雑種地・畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、電気工事業及び太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、734㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。12年で黒字見込む。売電単価、税抜12.0円。非FIT事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル128枚、寸法2,285mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力69.76kW、年間発電量約7万9千kWh。周囲にフェ

(10 番 小川 雄三 委員)	ンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年9月10日から令和5年11月30日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。東京電力の託送供給の承諾済、令和4年10月19日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番、4番について、17番 黒須 明 委員をお願いいたします。
17 番 黒須 明 委員	8月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が畑、南が水路を挟んで畑、北が宅地・畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、634㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル126枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力73.08kW、年間発電量約7万8千kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年9月1日から令和5年11月30日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年5月31日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 8月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が田。同意書、なし。周囲が全て耕作地であるため、同意書を要請している。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、電気工事業及び太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,171㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜12.0円。非FIT事業。売電先は●●●株式会社。フェンス内面

(17番 黒須 明 委員)	積が 982.69 m²で 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議は不要、総合政策課へ相談済。構造等、パネル 198 枚、寸法 2,285 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 107.91kW、年間発電量約 11 万 4 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、南東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 5 年 9 月 10 日から令和 5 年 11 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。東京電力の託送供給の承諾済、令和 4 年 11 月 9 日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 5 番、6 番について、5 番 興野 礼子 委員をお願いいたします。
5 番 興野 礼子 委員	8 月 22 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が水路を挟んで田・畑、西が道を挟んで田・畑、南が水路を挟んで宅地、北が青地を挟んで田。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、電気工事業及び太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,521 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。13 年で黒字見込む。売電単価、税抜 12.0 円。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。フェンス内面積が 992.56 m²で 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議は不要、総合政策課へ相談済。構造等、パネル 180 枚、寸法 2,285 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 98.1kW、年間発電量約 10 万 7 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 5 年 9 月 10 日から令和 5 年 12 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。東京電力の託送供給の承諾済、令和 4 年 10 月 31 日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 8 月 22 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 6 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が畑、南が道を挟んで畑、北が原野・墓地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者

(5番 興野 礼子 委員)	は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、902 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 156 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 86.58kW、年間発電量約 9 万 4 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和 5 年 12 月 25 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 5 年 2 月 22 日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 2番 田中 雄二 委員、何かありますか。
2番 田中 雄二 委員	特に問題はないと思われます。同意書はありませんが、話についてはということなので。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。

3 番 栗野 隆夫 委員	8 月 14 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 3 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 13 年 4 月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。樹木や竹が繁茂している状態。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となつて何年経過したか、経過年数、約 22 年。申請地は、平成 12 年頃から隣接地、●●●、●●●と一体に住宅敷地として利用するようになり、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、住宅敷地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
12 番 小川 祥一 委員	この土地は誰が相続するんですか。
3 番 栗野 隆夫 委員	詳しくは不明です。地元の担当推進委員も所有者の動向は確認できないとのことでした。
議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、他に質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第 5 議案第 4 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、2 番 田中 雄二 委員をお願いいたします。
2 番 田中 雄二 委員	8 月 16 日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号 整理番号 1 のとお

(2番 田中 雄二 委員)	りです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成12年12月相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成10年には既に篠竹や雑木等が繁茂して山林の状態となっており、そのまま現在に至る。山と山の間です。昔は土地がなかったので、ご先祖様がこういうところで作っていたようです。現地を見たところ、よくこんなところで作っていたなと思えるような土地でした。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第5号 「「那須烏山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（江守）	< 資料1～3により、国の基本要綱や県の基本方針に即し見直しを行う旨を説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

12 番 小川 祥一 委員	内容はすばらしいことが書いてあると思いますが、この目標をどうやったら実行していけるのかというところを市、県、国に要望したいと思います。
議長	＜ 他に質疑なし ＞ ただいま上程中の、議案第5号 「「那須烏山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について」 は、他に質疑がないようですので、「異議なし」として回答することによりよろしいか、お諮りいたします。
議長	＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「「那須烏山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について」 は、「異議なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3時 02分 ） 上記会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和5年8月24日 議 長 5 番 8 番